

情報公開及び書類閲覧に関する規程

（目的）

第1条

この規程は、特定非営利活動法人Woods（以下「本法人」という。）の運営に関する情報を広く公開し、市民に対する説明責任を果たすとともに、事業活動の透明性を確保することを目的とする。

（閲覧・公開の対象書類）

第2条

本法人は、法令に基づき、次に掲げる書類について閲覧及び公開を行うものとする。

1. 定款
2. 役員名簿
3. 事業報告書
4. 活動計算書
5. 貸借対照表
6. 財産目録
7. 事業計画書
8. 予算書
9. 認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人に関する書類
10. その他、理事会において公開が適当と認めた書類

（閲覧できる者）

第3条

前条に定める書類は、原則として、誰でも閲覧することができるものとする。

（閲覧及び公開の方法）

第4条

本法人は、次の方法により情報の閲覧及び公開を行う。

1. 本法人事務所における閲覧
2. 本法人が運営するウェブサイトへの掲載
3. 書面または電磁的方法（電子メール等）による提供

（閲覧の手続き）

第5条

書類の閲覧を希望する者は、事前に本法人に連絡するものとする。
閲覧の日時、場所及び方法については、本法人がこれを指定する。

（個人情報等の取扱い）

第6条

本法人は、書類の閲覧及び公開にあたり、個人情報、プライバシーに関わる情

報、
その他公開することが適当でないと認められる情報については、
法令に基づき、非公開または一部を除外することができるものとする。

（担当窓口）

第7条

本規程に基づく書類閲覧及び情報公開に関する事務は、事務局が担当する。

（改廃）

第8条

本規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

（附則）

この規程は、2026年1月9日から施行する。